

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成25年3月19日
【会社名】	ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社
【英訳名】	WILSON LEARNING WORLDWIDE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 森 捷三
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目10番6号
【電話番号】	03(6381)0234
【事務連絡者氏名】	執行役員グローバルコーポレート本部 本部長 梶本 知大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目10番6号
【電話番号】	03(6381)0234
【事務連絡者氏名】	執行役員グローバルコーポレート本部 本部長 梶本 知大
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 104,661,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	360,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成25年3月19日開催の当社取締役会の決議に基づくものです。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	360,900株	104,661,000	52,330,500
一般募集			
計（総発行株式）	360,900株	104,661,000	52,330,500

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は、52,330,500円です。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
290	145	100株	平成25年4月5日（金）		平成25年4月5日（金）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割り当ては行われ  
ないこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社 グローバルコーポレート本部	東京都港区六本木一丁目10番6号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 青山支店	東京都港区南青山三丁目8番38号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
104,661,000	4,000,000	100,661,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

2 発行諸費用の内訳は、弁護士報酬、財務アドバイザー報酬、登記関連費用及び有価証券届出書作成費用等を予定しております。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取金概算額100百万円の使途につきましては、後記のとおり、割当先である株式会社日本経済新聞社との資本・業務提携に基づき、次のとおり予定しています。なお、当社は、本第三者割当による差引手取金概算額を、上記の資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
株式会社日本経済新聞社の保有する経済知力コンテンツを当社のプラットフォームを利用して提供するためのシステム改修・開発に係る資金	30	平成25年5月から平成25年9月まで
国内市場向けに、プラットフォームを利用するビジネススクールを新たに企画・開発・展開するためのシステム改修・開発に係る資金	30	平成25年9月から平成26年3月まで
当社のグローバル規模でのビジネス実績と株式会社日本経済新聞社のブランド力（知名度・顧客訴求力）を組み合わせた新しいグローバル人材開発業務の拡大のためのマーケティング・販売促進費用及びコンテンツ開発費用に係る資金	40	平成26年1月から平成27年3月まで

(注) 「プラットフォーム」とは、インターネット上で作動し、eラーニング研修を可能にするための人材研修用のシステムです。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	株式会社日本経済新聞社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番7号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第140期 (自平成23年1月1日至平成23年12月31日) 平成24年3月30日 関東財務局長に提出  半期報告書 第141期中 (自平成24年1月1日至平成24年6月30日) 平成24年9月26日 関東財務局長に提出

#### b 提出者と割当予定先との関係

提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

#### c 割当予定先の選定理由

当社は、「人や組織がその持てる力を最大限に発揮できるようお手伝いします。- 充実感を持ったパフォーマンス -」を経営理念として、ビジネス人材研修等、人材開発・組織開発のためのコンサルティングとソリューションの開発・提供等を内容とするHRD（Human Resource Development）事業を主な事業として、当社が有するテクノロジーに基づき、グローバル規模で展開してきております。

一方、当社においては、東日本大震災後の国内経済の混乱等の影響もあって必ずしも十分な業績を上げられていない国内事業を強化していくべきこと、またニーズが高まるグローバル案件に因應するためのグローバルな体制をさらに増強していくべきことを課題として参りました。

翻って、当社では、株式会社日本経済新聞社について、同社子会社・関連会社とともに、新聞、出版、デジタル、映像などの各媒体を通じた情報提供を主な事業としており、当社が主要な顧客とするビジネスパーソン層に対して特に強いブランド力（知名度・顧客訴求力）を有しており、また、同社の事業内容には教育事業も含まれており、この分野においても優れたコンテンツを有しているものと評価しております。このような当社と株式会社日本経済新聞社が以下のような資本提携・業務提携（以下「本資本・業務提携」といいます。）を行い、当社が行っているHRD（Human Resource Development）事業を協力して進めていくことは、当社の企業価値向上、そして当社の既存株主の利益拡大にもつながると考えたことから、株式会社日本経済新聞社を割当先として選定いたしました。

#### 資本提携

当社は、本第三者割当により株式会社日本経済新聞社を割当先として当社の普通株式360,900株（本第三者割当後の発行済株式総数に対する割合7.0%）を発行する予定であり、同社は、本資本・業務提携を推進するため、本第三者割当により発行される新株式を全て引き受けます。

また、株式会社日本経済新聞社は、当社の主要株主であるサンウッド株式会社との間の株式売買契約に基づき、サンウッド株式会社の保有する当社の普通株式のうち412,400株（本第三者割当後の発行済株式総数に対する割合8.0%）を取得する予定であります。また、同社から取締役候補者の推薦を受け、当社は、株式会社日本経済新聞社の持分法適用関連会社となる予定です。

なお、当社による株式会社日本経済新聞社の株式取得はありません。

#### 業務提携

当社と株式会社日本経済新聞社は、当社が行うHRD（Human Resource Development）事業分野において、当社が保有するテクノロジー及びグローバル規模でのビジネス実績、並びに株式会社日本経済新聞社が保有するコンテンツ及びブランド力（知名度・顧客訴求力）を組み合わせることにより、以下の協力を行っていかうと考えております。また、これだけに限らず、HRD（Human Resource Development）事業分野において協力できる事項を積極的に模索しようとも考えております。

- （ ） 当社のeラーニング研修プラットフォームを通じた株式会社日本経済新聞社の経済知力コンテンツの提供
- （ ） 国内市場向けの、eラーニング研修プラットフォームを利用する新たなビジネススクールの開発・提供
- （ ） 当社のグローバル規模でのビジネス実績と株式会社日本経済新聞社のブランド力（知名度・顧客訴求力）を組み合わせ、新しいグローバル人材開発業務の拡大

また、当社は、本資本・業務提携の成功に資するために株式会社日本経済新聞社との人材交流に取り組み、その一環として株式会社日本経済新聞社から取締役候補者（社外取締役）1名の推薦を受けます。

#### d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 360,900株

#### e 株券等の保有方針

当社は、上記のとおり本資本・業務提携を行い、経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しており、当社株式を長期保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、株式会社日本経済新聞社から、払込期日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

#### f 払込みに要する資金等の状況

株式会社日本経済新聞社が平成24年3月30日付で関東財務局長へ提出した第140期有価証券報告書の連結財務諸表に記載の売上高（2,902億円）、総資産額（4,331億円）、純資産額（2,826億円）及び現預金の額（738億円）並びに同社が平成24年9月26日付で関東財務局長へ提出した第141期半期報告書の中間連結財務諸表に記載の売上高（1,465億円）、総資産額（4,357億円）、純資産額（2,889億円）及び現預金の額（790億円）等の状況を確認した結果、本第三者割当の払込みについて十分な資産が存在すること、さらに株式会社日本経済新聞社から本第三者割当の払込みに要する資金は自己資金で賄うことができる旨口頭で確認していることから、当社は、株式会社日本経済新聞社は本第三者割当の払込みに要する資金について問題ないと判断しております。

#### g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である株式会社日本経済新聞社並びにその役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、並びに同社並びにその役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、同社並びにその役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

割当予定先である株式会社日本経済新聞社は、日本における最大手マスメディアの1つであり、同社が関東財務局に提出している有価証券報告書の「第一部 第4 6 (1) コーポレートガバナンスの状況」欄において、同社の内部統制システム構築に関する取締役会決議として、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する」旨の方針が示されている他、さらに同社において、同社の取締役や執行役員、社員ら同社で働く全員を対象とした「行動規範」が策定されており、その中で「反社会的勢力の排除 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たない」ことが明記されていることを確認し、さらには、本資本・業務提携に関する契約において、反社会的勢力の排除を相互に確認・約束する条項を設けることになっていることから、同社並びに同社の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。同社は、継続開示会社であり、その社会的信用力は十分であると考え、第三者調査機関による調査の必要はないと判断いたしました。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価額の算定根拠

払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成25年3月18日）から過去1ヶ月間の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の平均値である289円を基準として直前営業日の終値も参考とし、1円（0.35%）のプレミアムを付した290円といたしました。なお、当該払込金額につきましては、過去6ヶ月間の終値の平均値262円からのプレミアム率が10.69%、過去3ヶ月間の終値の平均値300円からのディスカウント率が3.33%、過去1ヶ月間の終値の平均値289円からのプレミアム率が0.35%、直前営業日の終値290円と同じ価格であります。

直前営業日から過去1ヶ月間の平均値を基準とした理由は、一般的な相場変動の影響を回避するために一定期間の平均値を採用することが妥当であると考えられることに加え、直近までの株価動向を反映するためです。上記払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

また、本第三者割当に関する取締役会決議に出席した監査役全員からは、本第三者割当の実施を決議した取締役会において、払込金額である290円は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値及び同6ヶ月間の終値平均値のいずれの株価からもディスカウント率が10%未満を有することから、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして特に有利な金額には該当しないものと判断されることからして、本第三者割当が有利発行に該当しない旨の当社取締役の判断は適正かつ妥当である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により、新規に発行する株式数は360,900株であり、本有価証券届出書提出日現在における発行済株式総数4,793,680株に対して7.5%の希釈化が生じます。

しかし、当社は、上記のとおり、本第三者割当に伴う本資本提携・業務提携のもと、当社のeラーニング研修プラットフォームを通じた株式会社日本経済新聞社の経済知力コンテンツの提供、国内市場向けのeラーニング研修プラットフォームを利用する新たなビジネススクールの開発・提供、当社のグローバル規模でのビジネス実績と株式会社日本経済新聞社のブランド力（知名度・顧客訴求力）を組み合わせた新しいグローバル人材開発業務の拡大等を推し進めていくことにより、当社の企業価値を向上させることが可能となり、既存株主の利益拡大につながるものと考えております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当ありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
森 捷三	東京都千代田区	906	18.91%	906	17.59%
サンウッド株式会社	兵庫県神戸市東灘区西岡本 2丁目7-2-1121	750	15.67%	750	14.57%
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町1丁 目3-7	-	- %	360	7.01%
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2 丁目4-6	245	5.11%	245	4.76%
株式会社ジャフコ	東京都千代田区大手町1丁 目5-1	200	4.19%	200	3.90%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁 目6-6	179	3.74%	179	3.48%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁 目1-2	86	1.80%	86	1.67%
S M B Cベンチャーキャ ピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目13-12	65	1.36%	65	1.26%
株式会社ベネッセホール ディングス	岡山県岡山市北区南方3丁 目7-17	56	1.18%	56	1.09%
花川 洋樹	兵庫県加古川市	52	1.09%	52	1.01%
計		2,541	53.05%	2,902	56.34%

(注) 1 平成24年9月30日時点の株主名簿を基に作成しております。

- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 3 当社は、サンウッド株式会社及び株式会社日本経済新聞社から、平成25年3月19日付でサンウッド株式会社の保有する当社株式412,400株を株式会社日本経済新聞社に売買することを内容とする契約を締結する旨の報告を受けております。同契約に基づく株式売買が実行されると、本第三者割当とあわせて、株式会社日本経済新聞社の所有株式数及び所有議決権割合は773,300株及び15.01%となり、サンウッド株式会社の所有株式数及び所有議決権割合は338,300株及び6.57%となる見込みです。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月19日）までの間において、変更は生じておりません。

また、有価証券報告書等においては、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日においても、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年3月19日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

#### (1) 平成24年6月27日 関東財務局長に提出

##### 提出理由

当社は、平成24年6月26日開催の第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

##### 報告内容

#### イ 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月26日

#### ロ 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、森捷三、松山政裕、島田洋一郎及びトーマス・ホリス・ロスを選任する。

##### 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、大滝真理、岸田文夫及び岡村憲一郎を選任する。



八 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案					
森 捷三	31,145	246	0	（注）	可決（99.09%）
松山 政裕	31,149	242	0		可決（99.10%）
島田 洋一郎	31,141	250	0		可決（99.08%）
トーマス・ホリス・ロス	31,149	242	0		可決（99.10%）
第2号議案					
大滝 真理	31,166	225	0	（注）	可決（99.16%）
岸田 文夫	31,182	209	0		可決（99.21%）
岡村 憲一郎	31,185	206	0		可決（99.22%）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

二 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 俊治 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 栗原 幸夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ 監 査 法 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 俊治 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浅野 俊治 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。